

京都大学理学研究科・理学部数学教室同窓会 役員会 議事録

平成 28 年 8 月 27 日 (土) 14:00~16:00 理学研究科 3 号館 305 セミナー室

出席者：井川満，菊地克彦，木坂正史，重川一郎，田中紀子，中山素生，平賀郁

1. 報告

(a) 井川副会長よりの報告

- 学位記授与式

平成 27 年度の数学教室関係の卒業・修了者には，学位記を理学研究科教務係りの窓口で受け取らせるのを止め，数学教室独自に学位授与式を開催し，学部卒業生には専攻長が，修士課程修了生には専攻主任が出席者一人一人に学位記を授与した。

また，それぞれ集合写真を撮影し，希望者には送付先の住所を書いてもらい，各人が学位記を授与される写真とともに送付した。

同窓会は，卒業生・修了生に，祝意を表するため，祝辞を述べると共に，飲み物とおつまみを準備して懇親会を開いた。同時に，同窓会の紹介をする
と共に，寄付を募った。学部卒業生より 23,000 円，修士課程修了生より 26,000 円寄付があった。

- 冊子“同窓会誌準備号”

会誌発行規則は定まってなく，したがって編集委員会が正式に立ち上っていないため，今回は会誌発行の準備号とし，井川副会長が中心となって編集された。準備号の内容は以下の通り。

- 巻頭言（渡辺会長）

- 記念講演会記録

野呂先生の講演録（講演原稿に手を加えたものを送っていただいた）

森先生の講演録（辰馬先生撮影のビデオから音声を文字に起し，それを基に森先生に原稿を仕上げてください）

- 懇親会でのスピーチ

富永氏，安福氏の懇親会でのスピーチ原稿

- 伊藤清先生の業績の解説（重川先生）

- 私の学生時代

三木氏，松本氏の原稿（前回からの連載）

- 吉岡氏からの寄稿

- 同窓会活動報告（井川）

8 月 27 日 (月) に製本が届く (1100 部)。名簿として把握している方々にまず送付する (850 部)。同窓会誌に講演会のチラシと，総会・懇親会の案内および寄付のお願いの書面，振替用紙を添付する。総会・講演会・懇親会の出欠は，web ページにて出欠ボタンで入力できるようにする。

- 総会について

本年度は広中平祐先生に講演していただく。講演時間は1時間の予定であるが、多少の延長は構わない旨広中先生にお伝えする。講演会の延長を想定し、懇親会の開始時刻まで1時間の余裕をもったスケジュールにしてある。会場でも寄付金を募る。今回の総会には事務の篠崎さんは都合により出席できないとのこと。どのような事務的作業が必要か、篠崎さんも交えて事前に打合せておく。

- 会計

平成 27 年度の収支の報告と、平成 28 年度の現在までの収支の報告があった。現在の残高は 260,457 円。本年度は、日本数学会より、丸山先生の業績に関する memoir の原稿料が寄付された。

(b) 中山氏よりの報告

- 数学教室同窓会主催で会社合同説明会をしてはどうかという提案をしていたが、就職協定との関係等により、昨年度は開催には至らなかった。京都大学主催のものや、北部（生協）主催の合同説明会が既にあり、数学教室独自の合同説明会のニーズがあるか見極める必要がある。
- 同窓会会則運用細則において、年度を 4 月 1 日から 3 月 31 日と定めていたが、学位記授与式とそれに関連する事務の関係で 4 月 30 日までを会計の年度として監査した。
- 昨年度アクチュアリー会会長であった野呂氏は会長の任期を終えたが、新たにアクチュアリー会理事長に当教室卒業生の角英幸氏が就任した。
- アクチュアリー会の年次大会が同窓会総会の 1 週間前に開催される。その場で同窓会会員に総会開催の宣伝をする予定である。

2. 議事 （総会で審議予定の議案）

- 会則の改定

第 7 条から第 9 条の中にある語「監査」を「監査役」に変更する。役員会にて承認された。この変更を総会に提案する。

- 運用細則の変更

運用細則第 2 項の、同窓会の年度を「4 月 1 日から 3 月 31 日まで」を「6 月 1 日から 5 月 31 日まで」に変更する件は、役員会にて承認された。これを総会に報告する。

- 第 3 項 (b) の、定期総会時期が未定であったのを「11 月頃」と定めることが承認された。これを総会に報告する。

- 役員任期に関して

年度の変更に伴い、11 月頃の総会にて役員を改選し、新役員の任期は次年度の 6 月 1 日より 2 年間とする。ただし、2015 年 6 月 6 日の設立総会で選ばれた役員は、2018 年 5 月 31 日までの任期とする。

- 第 6 項の役員会について、以下の事を付け加える。

* 役員会開催に際しては、開催 1 週間前までに開催日時、場所、議題を各役員に通知する。

* 成立条件を「役員（事務局を除く）の過半数の出席をもって成立するものとする」と定める。ただし、委任状を認め、過半数は委任状の数も含めるものとする。

- 同窓会誌編集規則を別紙のように定める。

同窓会誌は寄稿を受け付けるが、その掲載・不掲載は、同窓会誌編集規則第1条にある「同窓会の目的実現に資する」によって判断されるが、その基準を覚書として文章化してもう少し具体的にしておく必要があるであろう。

例えば、大量の原稿が送られてきた場合等は、同窓会誌のページ数も勘案しつつ、掲載・不掲載を判断する必要に迫られるであろうから、考えられる場合を想定しつつうまい文章化を探りたい。

以上、役員会は散会となる。